

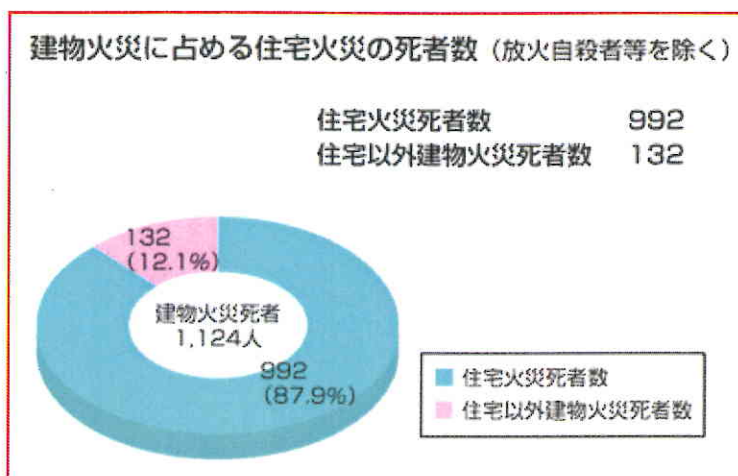
『住宅用火災警報機設置の義務化』についてのお知らせ !!

住宅用火災警報器設置の義務化

なぜ住宅に「火災警報器」が必要なのですか？

住宅火災による死者が急増中だからです。しかも死者の半数以上が高齢者です。

「住宅火災による死者数」は、建物火災による死者数の約9割に及びます。



平成16年6月に消防法が改正となり、全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

※消防法 第9条2項

- 新築住宅は、平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が必要になりました。
 - 既存住宅は、平成21年6月1日から住宅用火災警報器の設置が必要になりました。
- ※設置及び維持基準については、政省令で定める基準に従い、市町村条例で定められます。

- ◎設置が義務付けられている場所は…… **寝室**（全部）
階段（寝室がある階の階段上部）
- 設置をおすすめする場所は…… **台所・すべての居室**

《住宅用火災警報器の種類は》

煙式
煙に反応するタイプ



熱式
熱に反応するタイプ



壁掛け式
煙式・熱式両タイプありま



希望小売価格； ※電池式 = 薄型 5,100円～ ワイヤレス連動型 9,400円～ +取付費 2,000円

※日本消防検定協会鑑定基準合格品: NSマークとする。

※配線工事が必要な場合は別途工事費要

☆ご依頼の際には、当社担当職員が現況調査に伺わせて頂きますので宜しくお願い致します。